○国家公安委員会告示第二十号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二十九条の四第三項において準用する同令第二十九条の二第五項の規定により平成二十三年七月四日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月二十二日　　国家公安委員会委員長　中野　寛成

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K11―3	ぶーぶちゃん H100―1	株式会社平耀 東京都港区赤坂９丁目１番７号秀和レジデンシャルホテル350

○総務省告示第三百四十五号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十三年七月二十二日　　総務大臣　片山　善博

第１の１(1)ア(ロ)中「全面移行すること」の次に「。ただし、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により甚大な被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年３月31日までに全面移行すること」を加え、同(ロ)Ｂ中「これらの放送は」の次に「、岩手県、宮城県及び福島県の区域を除き」を「終了すること」の次に「。岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、平成24年３月31日までに終了すること」を加える。

○総務省告示第三百四十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十三年七月二十二日　　総務大臣　片山　善博

第２の第２表中

「

170―205	放送　J13A　J37C	放送用	
	移動　J58A	公共業務用 一般業務用	

」を

「

170―205	放送　J13A　J37C	放送用	
	移動　J58A　J58D	公共業務用 一般業務用	

」に、

「

710―730 J46A　J74B	陸上移動　J73A　J75E	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送　J13A　J75B	放送用	
730―770 J46A　J74B	陸上移動　J73A　J74	電気通信業務用	
	放送　J13A　J75B	放送用	

」を

「

710―730 J46A　J74B	陸上移動 J73A　J75E　J75F	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	放送　J13A　J75B	放送用	
730―770 J46A　J74B	陸上移動 J73A　J74　J75F	電気通信業務用	
	放送　J13A　J75B	放送用	

」に

改める。

第２の国内周波数分配の脚注J37Aを次のように改める。

J37A

放送業務（テレビジョン放送に限る。）によるこの周波数帯の使用は、2011年７月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年３月31日まで使用することができる。

第２の国内周波数分配の脚注J37Cを次のように改める。

J37C

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2011年７月24日までに限る。ただし、岩手県、宮城県及び福島県の区域においては、2012年３月31日まで使用することができる。

第２の国内周波数分配の脚注J58Cの次に次のように加える。

J58D

この周波数帯における移動業務の局は、2012年３月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県、宮城県及び福島県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。

第２の国内周波数分配の脚注J75Bを次のように改める。

J75B

放送業務によるこの周波数帯の使用は、2012年７月24日までに限る。ただし、岩手県及び宮城県の区域においては、2013年３月31日まで使用することができる。

第２の国内周波数分配の脚注J75Eの次に次のように加える。

J75F

この周波数帯における陸上移動業務の局は、2013年３月31日までは、この周波数帯を使用する岩手県及び宮城県の区域における放送業務の局に対し、有害な混信を生じさせてはならない。